○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
いわき市好間町大利字井田木五五番二から同市好間町大利字道内一七番一まで	前	一四・一一～一四・一一	四六・四三メートル	
	後	一四・一一～一四・一一	四六・四三メートル	
	前	一四・一一～一四・一一	〇・四七〇キロメートル	
	後	一四・一一～一四・一一	〇・四七〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形市江南二丁目五七番三から同市江南二丁目二番一七まで	前	八・九九～二三・一一	〇・〇八五キロメートル	
	後	八・九九～二四・五二	〇・〇八五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町三丁目五九番二から同町大字岩井沢字中道北二四三〇番二〇まで	前	一一・三〇～二三・一九	メートル	
	後	一二・一三～二五・五〇	一・二三八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号及び四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大仙市協和船沢字タラメキ一三番一から秋田市河辺神内字坂ノ下一番一八まで	前	一七・五〇～一七・五〇	一八五・七七メートル	
	後	一七・五〇～一九四・八一	〇・九五七キロメートル	
秋田市河辺神内字坂ノ下一番一から同市河辺諸井字大部二一番二まで	前	ＢＡ	一一・六九～一二八・九〇	一七八・七四メートル　一・九五七キロメートル　上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ	一一・六九～一二八・九〇	一七八・七四メートル　二・〇二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第五号東京都市計画道路事業補助線街路第百四十二号線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第三百五十二号東京都市計画道路事業補助線街路第百四十三号線

三　事業施行期間　自平成二十六年九月十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第三百三十五号東京都市計画道路事業幹線街路放射第五号線

三　事業施行期間　自平成二十六年八月二十八日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし